

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第27号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年2月2日（水） 06時55分ごろ	
発生場所	和歌山県和歌山市田倉崎南西方沖 和歌山市所在の田倉崎灯台から真方位245° 2,050m付近 (概位 北緯34° 15.5′ 東経135° 02.5′)	
事故等調査の経過	平成23年2月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>そまの</sup> 杉野丸、3.8トン WK3-22115（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート <sup>わたつみ</sup> 海神丸、5トン未満（長さ7.92m） 252-23309和歌山、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船尾部外板に破口及び操舵室に破損 B 船首部外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、機関を中立として船首がほぼ東に向いた状態で1本釣りの操業を行いながら漂泊中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り場移動のために手動操舵により約10ノット（kn）の対地速力で南進中、平成23年2月2日06時55分ごろ、田倉崎南西方沖において、A船の左舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、右舷船尾部に座って仕掛けを投入することに注意を向けていたところ、衝突直前に左舷後方に迫ったB船を認め、機関を前進にかけたが間に合わなかった。 船長Bは、魚群探知機の魚群の画像を探すことに注意を向けて航行中、衝撃を感じて船首方を見たところ、A船が見えたので衝突したことに気付いた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 高潮時、潮流 約2.5knの北流	
その他の事項	本事故当日の日出時刻は、06時57分であり、薄明るくなっており、周囲の船舶を視認できる状況であった。 両船は、いずれも法定灯火を表示していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、田倉崎南西方沖において漂泊中、船長Aが、見張りを行っていなかったことから、衝突直前にB船に気づき、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、田倉埼南西方沖を南進中、船長Bが、見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日出前の薄明時、田倉埼南西方沖において、A船が漂泊中、B船が南進中、両船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は操船に専念すること。</li></ul>